

令和8年度

子ども・妊婦のインフルエンザ予防接種費用 一部助成のお知らせ

村では、子どもさんと妊婦さんを対象に、インフルエンザ予防接種を受けた場合の費用の一部助成を行います。

インフルエンザは通常の風邪とは異なり、高熱や筋肉痛などの症状が全身に現れ、重症化すると肺炎などの合併症を引き起こすことがあります。予防接種を受けることで重症化を予防することができます。

この予防接種は任意の予防接種（個人の判断で接種するかどうか決めるもの）となっていますが、接種をされた方には下記のとおり費用の一部を助成します。

◆対象者

接種日当日に玉川村に住所を有する子ども※・妊婦の方

※子ども：満1歳～18歳の方(高校3年生相当※)

◆接種期間

令和8年10月1日（木）～令和9年1月31日（日）

※期間外に接種した場合は助成の対象とはなりませんのでご注意ください。

◆助成内容

1人1回のみ、上限4,000円（差額分は自己負担）

◆助成を受ける方法

(1) 石川郡内の医療機関で接種する場合

医療機関の支払い時に上限4,000円までの助成が適用されて請求されますので、差額分のみお支払いください（手続き不要）。

(2) 石川郡以外の医療機関で接種する場合

当日は医療機関へ接種料金を全額支払い、後日、村保健センターで助成申請をしてください。領収書、母子手帳、振込先口座の通帳等をご持参ください。

※申請の受付期間は令和9年2月26日（金）までです。

◆接種時の持ち物

マイナ保険証または資格確認書、
母子健康手帳、 おくすり手帳、
自己負担分のお金

※経鼻ワクチン
（フルミスト）も
対象です（子ども）



留意事項



- 医療機関には事前に電話予約をしてください。予診票は医療機関に備え付けてあります。
- 接種料金は医療機関によって異なります。
- 接種期間前や期間を過ぎて接種を受けたものについては、助成の対象とはなりません。
- 予防接種ガイドラインでは、1回目の接種時に13歳未満の場合は2回接種、13歳以上の場合は原則1回接種となっています（フルミスト除く）。
- インフルエンザの予防接種を2回受ける場合の接種間隔は、1回目接種後2～4週間（4週間後が望ましい）です。
- 妊婦の方の予防接種は、可能な限り妊婦健診を受けている医療機関での接種をおすすめします。

【お問合せ 玉川村保健センター 電話：37-1024】